



平成 30 年 5 月 1 日

各 位

会社名 株式会社 東京 衡 機
代表者名 代表取締役会長兼社長 石川 隆一
(コード番号 7719 東証第2部)
問合せ先 常務執行役員管理担当 猪野 久仁朗
(TEL. 03-5207-6760)

第 1 回新株予約権の取得および消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 7 月 5 日付で発行いたしました株式会社東京衡機第 1 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）について、残存する全部の新株予約権を取得および消却することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本新株予約権の取得および消却について

(1) 取得および消却する本新株予約権の内容

| | |
|----------------|---|
| 割当日 | 平成 28 年 7 月 5 日 |
| 発行総数 | 884 個（新株予約権 1 個につき 1,000 株） |
| 発行価額 | 総額 1,044,004 円（新株予約権 1 個当たり 1,181 円） |
| 目的となる株式の種類および数 | 普通株式 884,000 株 |
| 行使期間 | 平成 29 年 6 月 1 日から平成 32 年 5 月 31 日まで |
| 行使時の払込金額 | 1 株当たり 41 円 |
| 行使の条件 | (注) |
| 割当先 | ・ 当社の取締役、執行役員、従業員、外部協力者（顧問） 11 名 692 個（残存数 692 個） ・ 当社子会社の取締役、執行役員および従業員 16 名 192 個（残存数 192 個） |
| 取得金額 | 無償 |
| 取得日および消却日 | 平成 30 年 5 月 31 日 |

(注) 新株予約権の行使の条件

(a)平成 29 年 2 月期の売上高が 52 億円を上回った場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 25%を当該条件を満たした期の当社有価証券報告書提出日の翌月 1 日から行使することができる。

(b)平成 29 年 2 月期の営業利益が 1 億円を上回った場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 25%を当該条件を満たした期の当社有価証券報告書提出日の翌月 1 日から行使することができる。

(c)平成 30 年 2 月期の売上高が 55 億円を上回った場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 25%を当該条件を満たした期の当社有価証券報告書提出日の翌月 1 日から行使することができる。

(d)平成 30 年 2 月期の営業利益が 1.5 億円を上回った場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 25%を当該条件を満たした期の当社有価証券報告書提出日の翌月 1 日から行使することができる。

(2) 取得および消却を行う理由

本新株予約権につきましては、「発行要項 3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件 ①」に定める上記記載の条件を満たさないことが確定したため、「発行要項 5. 新株予約権の取得に関する事項 (2)」の規定に基づき無償で取得し、消却することといたしました。

2. 今後の見通し

本新株予約権の取得および消却による平成 31 年 2 月期の当社連結業績への影響は軽微であります。

以上